第６７２回通関協議会（本関地区）

１、 日　時　　平成26年　3月　6日（木）12時より

２、 場　所　　第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

３、 議題等(敬称略)

（１） イヌリンに係る特別緊急関税の発動について

業務部　斎　藤　統括審査官（通関総括第３部門　）

（２） 本牧検査センター大型Ｘ線稼働停止について

監視部　山　岸　次長

監視部　佐　藤　統括監視官（監視部総括許可部門）

４、その他・連絡事項等

・消費税率引上げに伴う税額計算について

業務部　内　山　統括審査官（通関総括第１部門）

・知的財産侵害物品取締強化期間の設定について

業務部　強　矢　知的財産調査官

・「出港前報告制度導入に伴い発生する手数料の関税評価上の取扱いについて」の税関 HP 掲載について

業務部　髙　橋　首席関税評価官

開催予定日　平成26年　4月　8日(火)　12:00～

開 催 場 所　　第一港湾合同庁舎　　2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757　FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

2014 年　2 月 28 日

【通関業者の皆様へ】

イヌリン(別表第 1 の 6 第 20 項)に係る特別緊急関税の発動について

関税暫定措置法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、イヌリン(別表第 1 の 6 第 20 項)に対して**平成 26 年 3 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間**、特別緊急関税が加算されます。

適用期間内における当該物品の輸入申告につきましては、「5. NACCS 用品目コード(輸入)」中、**「暫定法第 7 条の 3 発動後のもの」が適用となります**ので、充分ご注意願います。

なお、ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせ下さい。

【イヌリン(別表第 1 の 6 第 20 項)に係る発動対象品目】

実行関税率表(2013)			NACCS 用品目コード			備考
番号	細分	NACCS 用	番号	細分	NACCS 用	
1108.20	090	†	1108.20	090	3	その他のもの
				001	**5**	**暫定法第 7 条の 3 発動後のもの**

平成２６年２月１８日
横 浜 税 関 監 視 部

各　　位

大型Ｘ線検査装置の稼動停止に伴う協力依頼について

平素から輸出入貨物等の検査に対し、ご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、「横浜税関コンテナ検査センター」の大型Ｘ線検査装置については、稼働困難な状況となり、本年２月２８日をもって稼動を停止することとなりました。

つきましては、稼働停止中における大型Ｘ線検査は、「大黒埠頭コンテナ検査センター」で行うこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

問合先
横浜税関監視部検査総括部門
０４５－６２５－５０１４

平成 26 年２月
財務省・税関

消費税率引上げに伴う税額計算について

消費税法及び地方税法の一部改正により、平成 26 年４月１日から、消費税率（国・地方）が５％から８％に引き上げられます。

これに伴い、輸入（納税）申告する際の税額計算は次の通りになります。

消費税率

区分＼適用開始日	現行	平成 26 年４月１日～
消費税率	４．０％	６．３％
地方消費税率 （消費税率換算）	消費税額の 25／100 （１．０％）	消費税額の 17／63 （１．７％）
合　計	５．０％	８．０％

税額計算（平成 26 年４月１日～）

例）テレビ（関税：無税）　価格 218,300 円の場合

【消費税】

218,000 円（課税価格）× 0.063 ＝ 13,734 円 → 13,700 円
（1,000 円未満切り捨て）　（100 円未満切り捨て）

【地方消費税】

13,700 円（課税価格）× 17 ÷ 63 ＝ 3,696 円 → 3,600 円
（1 円未満切り捨て）　（100 円未満切り捨て）

⇒消費税及び地方消費税

（13,700 円 ＋ 3,600 円）＝ 17,300 円

※詳細については別紙１をご確認ください。

その他：消費税率引き上げに係る一般的な質問への回答はＱ＆Ａをご参照ください。

問合せ先

・函館税関業務部統括審査官	TEL 0138-40-4256
・東京税関業務部通関総括第１部門	TEL 03-3599-6337
・横浜税関業務部通関総括第１部門	TEL 045-212-6150
・名古屋税関業務部通関総括第１部門	TEL 052-654-4085
・大阪税関業務部通関総括第１部門	TEL 06-6576-3313
・神戸税関業務部通関総括第１部門	TEL 078-333-3086
・門司税関業務部通関総括第１部門	TEL 050-3530-8367
・長崎税関業務部統括審査官(総括部門)	TEL 095-828-0126
・沖縄地区税関通関総括第１部門	TEL 098-862-9291

[計算例]

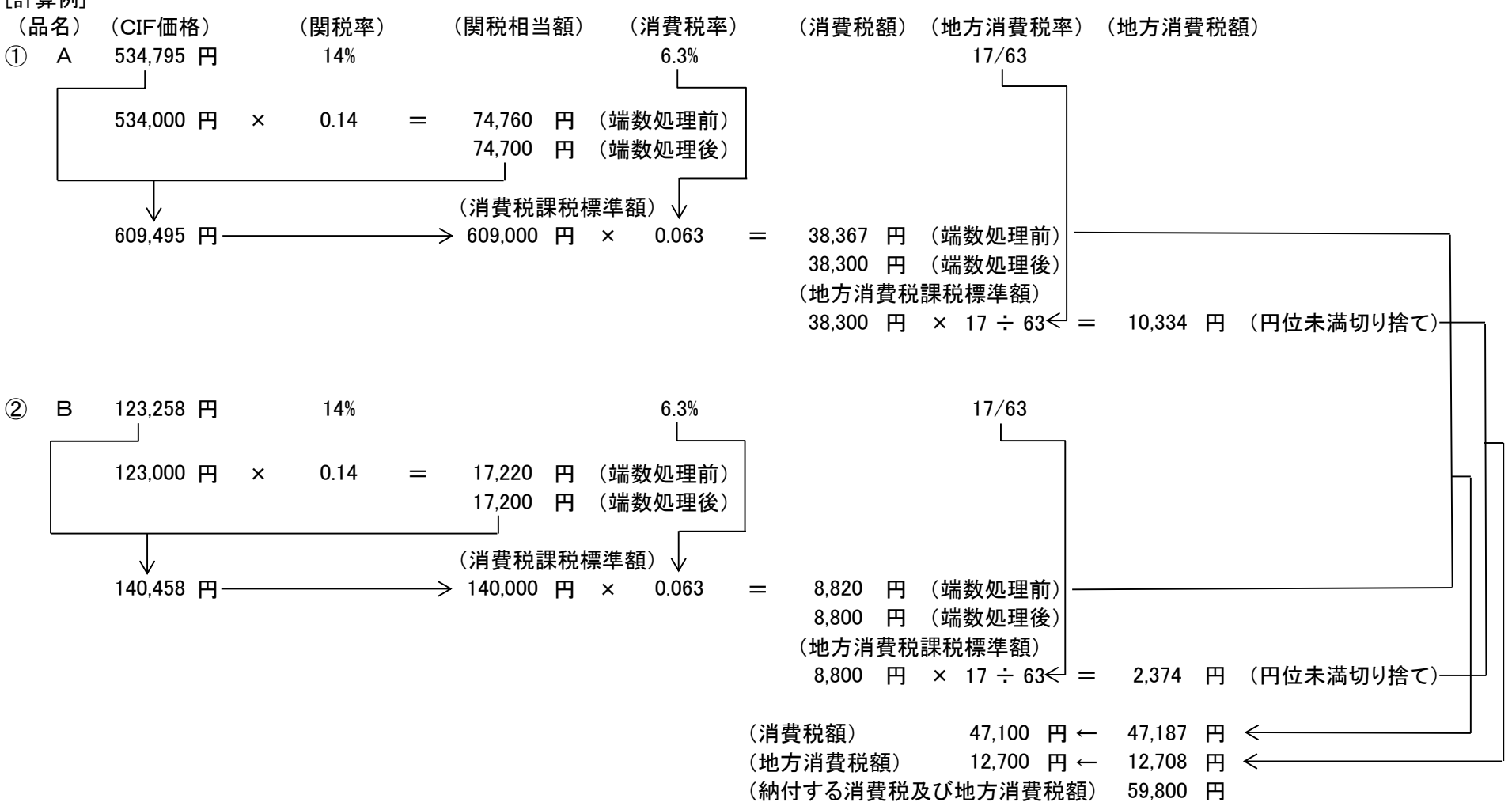
（品名） （CIF価格） （関税率） （関税相当額） （消費税率） （消費税額） （地方消費税率） （地方消費税額）
① A 534,795 円 14% 6.3% 17/63
534,000 円 × 0.14 ＝ 74,760 円 （端数処理前）
74,700 円 （端数処理後）
（消費税課税標準額）
609,495 円 609,000 円 × 0.063 ＝ 38,367 円 （端数処理前）
38,300 円 （端数処理後）
（地方消費税課税標準額）
38,300 円 × 17 ÷ 63 ＝ 10,334 円 （円位未満切り捨て）
② B 123,258 円 14% 6.3% 17/63
123,000 円 × 0.14 ＝ 17,220 円 （端数処理前）
17,200 円 （端数処理後）
（消費税課税標準額）
140,458 円 140,000 円 × 0.063 ＝ 8,820 円 （端数処理前）
8,800 円 （端数処理後）
（地方消費税課税標準額）
8,800 円 × 17 ÷ 63 ＝ 2,374 円 （円位未満切り捨て）
（消費税額） 47,100 円 ← 47,187 円
（地方消費税額） 12,700 円 ← 12,708 円
（納付する消費税及び地方消費税額） 59,800 円

消費税率引上げに伴う適用法令日

番号	輸入申告等種別	適用法令日	【例】	
			条件	適用される税率
①	予備申告	輸入申告（本申告）の日	・予備申告の日：3/31 ・本申告の日：4/1	8%
②	輸入申告（IC）	輸入申告の日	・輸入申告の日：3/31	5%
③	輸入許可前引取承認申請（BP）	輸入申告の日	・輸入申告及び輸入許可前引取承認申請（BP）の日：3/31 ・IBP：4/1	5%
④	特例輸入者又は特例委託輸入者が関税法第67条の2第2項第2号により輸入（引取）申告をした貨物で輸入の許可を受けたもの	輸入許可の日	・輸入（引取）申告の日：3/31 ・輸入許可の日：3/31	5%
			・輸入（引取）申告の日：3/31 ・輸入許可の日：4/1	8%
⑤	④を除く特例輸入申告 （保税地域搬入後に輸入（引取）申告を行ったもの）	輸入（引取）申告の日	・輸入（引取）申告の日：3/31 ・特例申告の日：4/1	5%
⑥	蔵入承認申請（IS）	蔵出輸入申告（ISW）の日	・蔵入承認（IS）申請日：3/1 ・蔵出輸入申告（ISW）：3/31 ・輸入許可：3/31	5%
		蔵出輸入申告後、許可までの間に法令の改正があった場合 ⇒輸入許可の日	・蔵入承認（IS）申請日：3/1 ・蔵出輸入申告（ISW）：3/31 ・輸入許可：4/1	8%
⑦	移入承認申請（IM）	移出輸入申告（IMW）の日	・移入承認（IM）申請日：3/1 ・移出輸入申告（IMW）：3/31 ・輸入許可：3/31	5%
		移出輸入申告後、許可までの間に法令の改正があった場合 ⇒輸入許可の日	・移入承認（IM）申請日：3/1 ・移出輸入申告（IMW）：3/31 ・輸入許可：4/1	8%

◆消費税率引上げに係るQ&A

No.	設問	回答
1	消費税率８％の消費税と地方消費税の内訳はどうなっているのでしょうか。	消費税率８％の内訳は 【消費税】 ６．３％ 【地方消費税】 消費税額の１７／６３（消費税率換算 １．７％） となります。
2	消費税及び地方消費税の税率が変更されることに伴い、税額の計算方法（端数処理方法も含む）に変更はありますか。	税額の計算方法は基本的に変更はありませんが、地方消費税の税率は「消費税額の17/63」となるため、地方消費税の計算の過程で1円未満の端数が発生する場合は、その計算の都度1円未満の端数を切り捨てる必要があります。 詳しくは別紙1をご確認ください。
3	平成26年３月31日に輸入申告を行い、平成26年４月１日に輸入許可されるなど、輸入申告と輸入許可が年度をまたぐような場合、消費税及び地方消費税は５％と８％のどちらになりますか。	消費税及び地方消費税を課する際に適用される法令は、原則として「輸入申告の日」の法令となります。 そのため、原則として、輸入申告の日が平成26年３月31日以前であれば消費税及び地方消費税は５％となり、輸入申告の日が平成26年４月１日以降であれば消費税及び地方消費税は８％になります。 なお、輸入許可前引取承認申請（BP）や蔵入承認申請（IS）等の申告・申請に係る適用法令日については、別紙2をご確認ください。
4	蔵入承認を受けずに保税蔵置場に入れ、平成26年３月中に輸入申告に併せて輸入許可前引取承認申請（BP）をし、平成26年４月にBP承認された場合についてですが、輸徴法第４条第２項の規定により、保税蔵置場に置かれている貨物は、BP承認の日における法令が適用されることとなり、消費税率は８％となるのでしょうか。	輸徴法第４条第２項は蔵入承認を受けて保税蔵置場等に置かれている貨物等に係る規定です。ご質問のような場合であれば、輸入申告の日が適用法令日となり、消費税率は５％となります。別紙2③をご確認ください。
5	平成26年３月31日以前に輸入申告・許可された貨物について、平成26年４月１日に修正申告する場合、消費税率は５％と８％のどちらになりますか。	消費税及び地方消費税を課する際に適用される法令は、原則として「輸入申告の日」の法令となります。 そのため、輸入申告（当初申告）の日が平成26年３月31日以前であれば、修正申告の際に適用する消費税率は５％となります。
6	輸入申告が行われる国際郵便物に対して課される消費税及び地方消費税の税率はどのように決まりますか。	輸入申告が行われる国際郵便物に対して消費税及び地方消費税を課する際に適用される法令は、国際郵便物以外の貨物同様、原則として「輸入申告の日」の法令となります。 そのため、原則として、輸入申告の日が平成26年３月３１日以前であれば消費税及び地方消費税は５％となり、輸入申告の日が平成26年４月１日以降であれば消費税及び地方消費税は８％になります。 なお、輸入許可前引取承認申請（BP）や蔵入承認申請（IS）等の申告・申請に係る適用法令日については、別紙2をご確認ください。

◆消費税率引上げに係るQ&A

No.	設問	回答
7	輸入しようとする貨物は平成26年３月31日までに到着するのですが、保税地域搬入後に輸入申告を行うと輸入申告日が平成26年４月１日以降となってしまいます。搬入前申告扱いにより、保税地域搬入前に輸入申告を行うことは認められますか。	このようなケースでは搬入前申告扱い（関税法基本通達67の2－3－3）は認められませんので、原則どおり貨物を保税地域へ搬入した後に輸入申告を行ってください。
8	消費税率引上げに伴い、NACCSを利用した輸入申告に係る消費税等の納期限の延長や輸入許可前引取承認申請（BP）にかかる担保について、何か必要な手続き等はありますか。	消費税等の納税に係る担保については消費税率改正に伴う手続き等はありませんが、消費税率が5%から8%になることに伴い、納税額も増えることから担保不足にならないよう、ご対応をお願い致します。
9	書面による輸入申告の際、地方消費税率欄には現在「25%」と記載していますが、平成26年４月１日以降はどのように記載すればよいでしょうか？	平成26年４月1日以降は、「17／63」と記載して下さい。
10	年度末にNACCSを使用して輸入申告等を行う場合の留意点を教えてください。	消費税課税物品の品目に係る申告について ① 3月31日以前に輸入申告事項登録（IDA）等を行い4月1日以降に輸入申告（開庁時申告を含む）（IDC）等を行った場合はエラーとなります。当該申告については再度輸入申告事項登録（IDA）を行った後に、輸入申告（IDC）を行って下さい。 ② 3月31日以前に予備申告（IDC）等を行い、4月1日以降に本申告（IDC）等に切り替える場合は、本申告切り替え前に税関に連絡のうえ、輸入申告変更事項登録（IDA01）を行った後に本申告（IDC）を行って下さい。 ③ 蔵出輸入申告（ISW）、移出輸入申告（IMW）、総保出輸入申告（IAC）を3月31日に行った場合、その日のうちに納税まで行うことができず日にちをまたいでしまうと、システム処理が完了しません（許可を受けることができません。）。3月31日中に輸入許可とならなかった場合には、税関に連絡のうえ、4月1日以降に輸入申告変更事項登録（IDA01）業務、及び輸入申告変更（IDE）業務を行ってください。 なお、蔵出輸入申告（ISW）、移出輸入申告（IMW）、総保出輸入申告（IAC）において、申告後、許可までに法令改正があった場合の適用法令は、「輸入許可の日」の法令となっており、上記のようなケースでは、消費税は8%が適用されますのでご注意下さい。
11	NACCSの修正申告事項登録（AMA）業務、及び関税等更正請求事項登録（KKA）業務おいて、消費税率が5%と8%の申告を一度に登録することは可能ですか。	NACCSの修正申告事項登録（AMA）業務、及び関税等更正請求事項登録（KKA）業務においては、一つの税目について異なる税率（消費税率の5%と8%）を一度に登録することはできません。 税率ごとに分けて、当該業務を行って下さい。
12	NACCSの一括特例申告事項登録（TKA01）業務において、消費税率が5%と8%の申告を一度に登録することは可能ですか。	NACCSの一括特例申告事項登録（TKA01）業務においては、一つの税目について異なる税率（消費税率の5%と8%）を一度に登録することはできません。 税率ごとに分けて、当該業務を行って下さい。

出港前報告制度導入に伴い発生する手数料の関税評価上の取扱いについて

船会社等が日本国税関に対して出港前報告を行うことに関して、船会社等から請求される手数料については、輸入貨物の課税価格に算入されません。

【問合せ先】
関税局業務課評価係
（代）03-3581-4111（内線5218）

関税局・税関の組織

関税局・税関の紹介
関税中央分析所・税関研修所
税関所在案内
所管の法人に関する情報
採用案内

関税政策・税関行政

所管法令等
特殊関税
審議会・研究会
政策評価（関税局・税関関連）
国際機関（WTO・WCO）
地域協力（APEC）
経済連携協定（FTA/EPA）
税関相互支援協定（CMAA）

税関手続き

手続案内［e-Gov（イーガブ）へ］
税関様式及び記載要領

その他

情報公開・個人情報保護
パブリックコメント
調達情報
税関関係用語集
よくある質問
リンク
お問合せ

税関のPR活動

税関Facebookページ
税関Twitter
税関Twitterガイドライン
税関チャンネル YouTube
税関イメージキャラクター カスタム君

ページの先頭へ

著作権等 免責事項 個人情報保護方針 よくある質問 お問合せ
〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1（財務省関税局） 財務省案内図
Copyright(C) 財務省

買手が船会社に支払うコンテナー・マネジメント・フィー

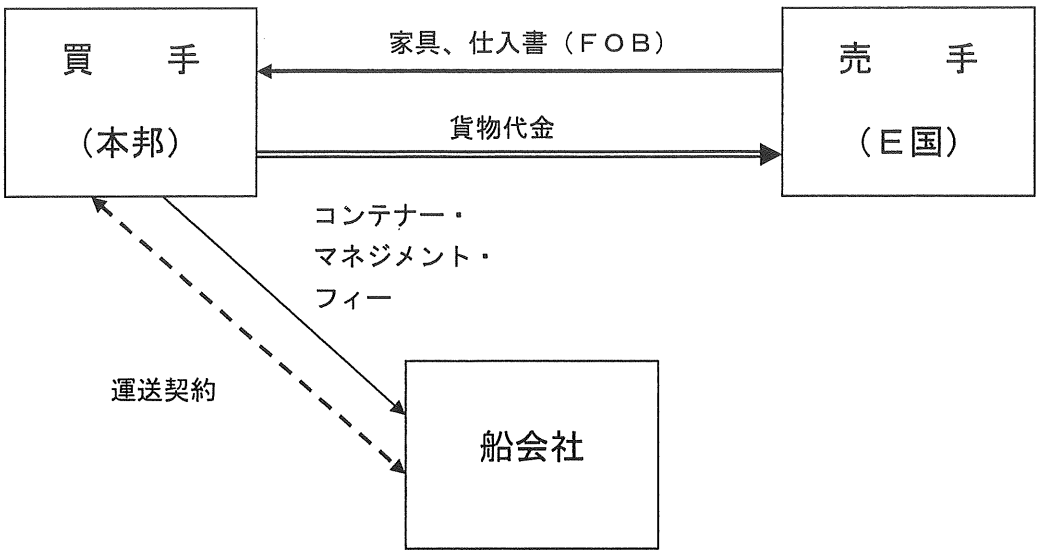

【照会要旨】

当社（買手）は、売手からＦＯＢ条件で家具を購入（輸入）します。

当社は船会社と運送契約を締結しており、この契約に基づき輸入貨物の運賃とは別にコンテナー・マネジメント・フィーを船会社に支払っています。この費用は、輸入貨物の運送に使用したコンテナーに原因不明の損傷が発生した際に迅速に対応するため、実際にコンテナーに損傷があるか否かにかかわらず、一律かつ定額に船会社から請求されるものです。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が船会社に支払うコンテナー・マネジメント・フィーの額を、現実支払価格に加算する必要はありますか。

【回答要旨】

上記の取引において貴社が船会社に支払うコンテナー・マネジメント・フィーは、「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」に該当し、現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、輸入貨物が運送契約に基づき運送された場合は、その運送契約に基づきその運送の対価として運送人又は運送取扱人等に最終的に支払われる費用をいいます。

上記の取引におけるコンテナー・マネジメント・フィーは、コンテナー損傷の有無に関わらず一律かつ定額に貴社から船会社（運送人）に支払われるものであることから、「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」の一部に該当します。

【関係法令通達】

関税定率法第４条第１項第１号

関税定率法基本通達４－８(3)イ

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）